

株式会社ナジコ 求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に対する基本方針

はじめに

当社は、「信用」「奉仕」「和」を企業理念として、お客様の信用を得ることを第一に、より良い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献してまいります。そのため求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許容しません。

面接、説明会、インターンシップ、メール連絡等を含むすべての採用関連活動において、性的な言動や人格を傷つける行為を禁止します。違反行為が認められた場合は厳正に対処します。

本基本方針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（均等法）第13条に基づき、当社が雇用する社員による求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、雇用管理上講ずべき措置等を定めます。

1. 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

- (1) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、当社が雇用する社員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるものをいいます。同性に対するものも含まれ、被害を受けた者の性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず本基本方針の対象となります。
- (2) 「求職活動等」とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、以下のものが含まれます。SNS等のオンラインを介したものや、当社の事業所以外の場所で行われるものも含まれます。
 - ・ 企業の採用面接への参加
 - ・ 企業の会社説明会への参加
 - ・ OB・OG訪問等、当社の雇用する社員への訪問
 - ・ インターンシップや業務体験への参加
- (3) 「性的な言動」とは、性的な内容の発言および性的な行動を指します。性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が含まれます。

2. 事業主・役員および社員の責務

- (1) 当社（役員を含む）は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うとともに、社員の関心と理解を深めるための研修の実施等をします。
- (2) 社員は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うとともに、当社の講ずる措置に協力します。

3. 方針の明確化および周知・啓発

当社は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する以下の方針を明確化し、全社員および求職者等に周知・啓発します。なお、性別役割分担意識に基づく言動もセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となり得ることに留意します。

- (1) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針については、社内ホームページ等を通じて周知・啓発します。
- (2) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者については、就業規則に基づき厳正に対処します。
- (3) 求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、社員および求職者等に周知・啓発します。

4. 相談体制の整備

求職者からの相談に対し、内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するため、以下のとおり相談窓口を設置します。求職者が人事担当者への相談をためらう場合も想定し、相談しやすい体制を整えます。

相談窓口：総務部 人事教育課

アドレス：saiyo@najico.co.jp

電 話：03-3541-1061

5. プライバシー保護および不利益取扱いの禁止

相談内容は厳重に管理し、相談者および関係者のプライバシーを保護します。また、相談・通報等を理由とした不利益取扱いを禁止します。

6. 相談対応フロー

以下のようなフローで相談に対応します。

- ①相談受付
- ②相談窓口による初期ヒアリング（相談者の心身状況・認識への配慮）
- ③事実確認（相談者・行為者双方からの聴取、必要に応じ第三者からも聴取）
- ④関係者調査
- ⑤被害者への配慮措置（引き離し・謝罪・相談対応等）
- ⑥処分判断（就業規則に基づく行為者への措置）
- ⑦再発防止案検討・周知啓発の実施
- ⑧記録保存

2026 年 10 月 1 日 施行

株式会社ナジコ 代表取締役 中村 弘樹